

相続税申告のご案内



相続税申告のお手伝い

相続税申告までの流れ

税理士法人スマートシンクでは、お客様担当の税理士がご依頼の日から申告・納税までの期間をお手伝いさせていただきます。申告完了後も税務調査の立ち会いなど、そのご家族の税務問題をサポートいたします。

	相続の流れ	税理士法人スマートシンクの仕事
相続開始	相続人の決定 <ul style="list-style-type: none">・法定相続人の確定・遺言書の有無確認・財産・債務のリストアップ	◇ 税理士がここから参加します ◇ <ul style="list-style-type: none">・相続放棄の可能性がある場合、早い決断(3ヶ月以内)が必要です。財産・債務の早期に洗い出すことは最重要課題です。※申告ご依頼の契約と同時に報酬の半金を着金として申し受けます。
↓		
3ヶ月以内	相続放棄・限定承認 (相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述) <ul style="list-style-type: none">・相続放棄・限定承認(プラスの財産の範囲内で負債を継承すること。)	相続放棄・限定承認の決断 <ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所への申述のお手伝いをします。
↓		
4ヶ月以内	所得税準確定申告 (相続開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に税務署に提出) 不動産所得や事業所得などの所得税の確定申告をしなければなりません。(準確定申告といいます)	準確定申告書の作成、申告、納税 <ul style="list-style-type: none">・相続人全員が共同で被相続人の1月1日から相続発生までの日の所得を申告しなければなりません。準確定申告といいます。弊社がお手伝い致します。
↓		
10ヶ月以内	相続税の申告・納付 (相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に税務署に提出) <ul style="list-style-type: none">・分割の確定(遺産分割協議書の作成)・現金納付か延納又は物納	申告書の提出・納税 <ul style="list-style-type: none">・申告書は弊社から責任を持って税務署に提出します。納税は金融機関からになります。納税まで税理士が立ち会います。※申告書提出後報酬の残金のご請求となります
↓		
申告後 6月～2年	税務署調査立ち会い (相続税の申告書提出してから6ヶ月から2年以内) <ul style="list-style-type: none">(修正申告・更正の請求)・納税が少ないときは修正申告・納税が多かったときは更正の請求	税務調査の立ち会い <ul style="list-style-type: none">・税務調査には税理士が立ち会います。税務職員が複数で来る場合にも弊社の税理士が人数に見合う税理士の数で立ち会います。各相続人の家で調査が行われる場合があります。そのような場合でも税理士が各相続人の家で全て立ち会います。※税務調査の立会料は別途申し受けます。

遺産整理のお手伝い

手続の内容と流れ

相続税は基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)以下ですとかかりません。しかし、相続税の負担はなくても、遺産は遺産分割協議が成り立たないと登記変更など名義変更できません。税理士法人スマートシンクは税金がかからないご相続の、遺産整理のお手伝いをさせていただきます。

> 遺産整理業務

① 法定相続人の確定

戸籍謄本により法定相続人を確認

(遺言書の検認)

② 遺産の確認と確定、財産目録の作成

- > 預金・借入金の残高証明による確認
- > 不動産を名寄せ帳等により確認
- > 保険証券・株券等の確認
- > その他、ご自宅にある財産の確認

③ 遺産分割協議についての説明

④ 遺産分割協議書の作成

⑤ 財産名義変更についてのお手伝い

- > 預金・借入金関係
戸籍謄本など必要書類の準備
- > 保険証券・株券
保険会社・証券会社への連絡、必要書類の準備
- > 不動産
司法書士事務所の紹介
- > その他の財産
手続方法の確認、必要書類の準備

> 申告代理業務

所得税の申告義務がある場合

② 準確定申告書の作成

> 作成及び提出

相続税の申告義務がある場合

⑤ 相続税申告書の作成

> 「相続税申告のお手伝い」へ

税務調査の立ち会い

1. 税務調査に対する税理士法人スマートシンの姿勢

徹底した財産調査と相続人とのミーティングを十分にし、申告漏れがないよう確実な相続税の申告を目標としております。弊社では、税理士の長年の経験上、税務当局の主張が蓄積されています。それを納税者に十分説明した結果、納税者が納得いかないときは、調査を前提として納税者の主張する根拠で財産評価し、又は財産を計上しないこともあります。その結果税務調査となります。この場合の調査は決して悪意に基づくものではないのでお互いの主張を議論するものとなります。もちろん主張が認められることもあれば認められないこともあります。

2. 土地評価に対する税理士法人スマートシンの姿勢

最近の調査の特色は不動産の評価を争うことは少なくなっております。不動産は隠匿の可能性は全くなく、土地評価は相続税基本通達で細かく定められております。しかし、土地の貸宅地、広大地、極端な不整形地、無道路地などは、まだ税務当局の相続税評価額と意見の相違が見られるところです。これらについては税務当局との事前協議等を通じ、納税者と意見をすりあわせをしていきます。納税者が納得いかないときは納税者の主張で申告することになります。この場合税務調査で結論を出すことになります。

3. 預貯金・有価証券等の金融資産

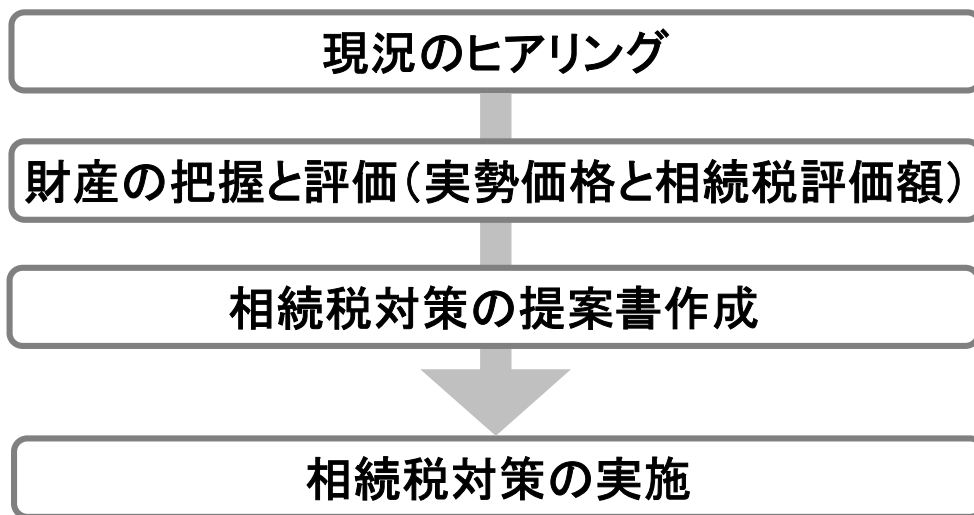
金融資産の問題は、相続人名義の預貯金等が、被相続人の相続財産に該当するかが議論となります。「収入のないお母さん名義の預金」「子供や孫に対する生前贈与の預金」などが議論の中心です。税務調査の時に預金、有価証券の所有者を争う場合には預金等が作られた時期や、本人と被相続人との贈与の認識等が問われます。残念ながら根拠のはっきりしない預貯金・有価証券は相続財産とみなされます。現代は高度に発達した情報管理の時代です。故意に預金を隠すことなどは全く困難ですし、脱税は論外です。

税理士法人スマートシンは弊社で申告したお客様の税務調査に立ち会い、納税者の意見の代弁をします。すでに申告をご自分で出した方の税務調査立ち会い(税理士法第2条―「税務代理」)だけもお受けしております。

相続税対策のお手伝い

相続直前の相続税対策は困難です。

長期的観点で行います。弊社では次のような手順で行います。



相続税対策

財産の整理

- ① 所有資産の把握
- ② 土地の整理
- ③ 底地の整理

相続対策

- ④ 生前贈与(相続時精算課税)
- ⑤ 贈与税の配偶者控除
(おしどり贈与)
- ⑥ 遺言
- ⑦ 死因贈与

相続税を減らす

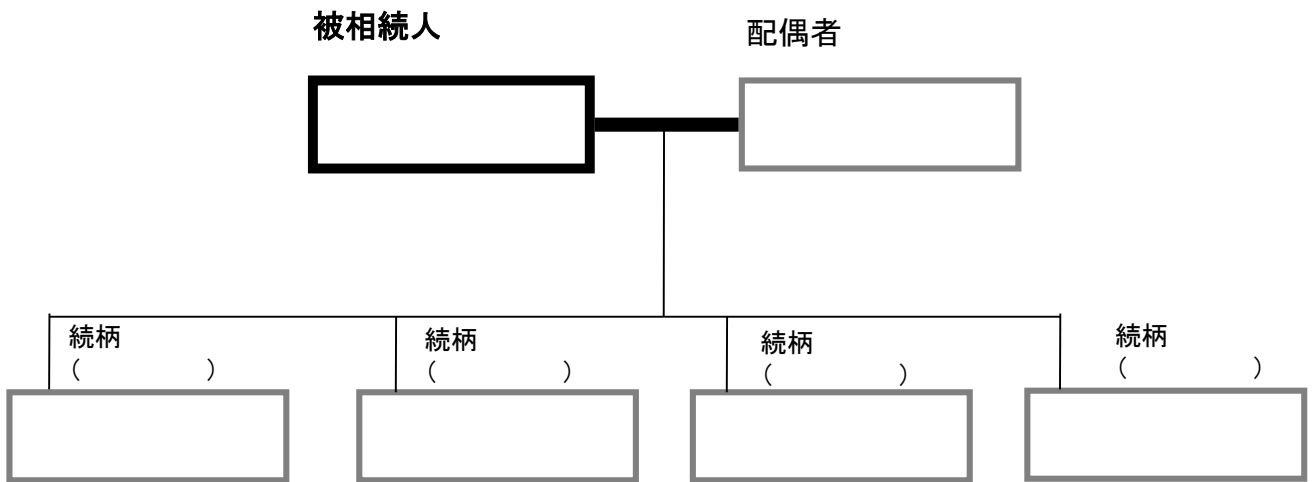
- ⑧ 贈与税の基礎控除を利用し
毎年贈与
- ⑨ 養子縁組をして基礎控除を増
やす。税率の軽減
- ⑩ 住宅の購入・建て替え
- ⑪ 遊休地に賃貸住宅を建てる
- ⑫ 墓地などは生前に購入
- ⑬ 測量・増改築等の相続前の実施

納税資金の準備

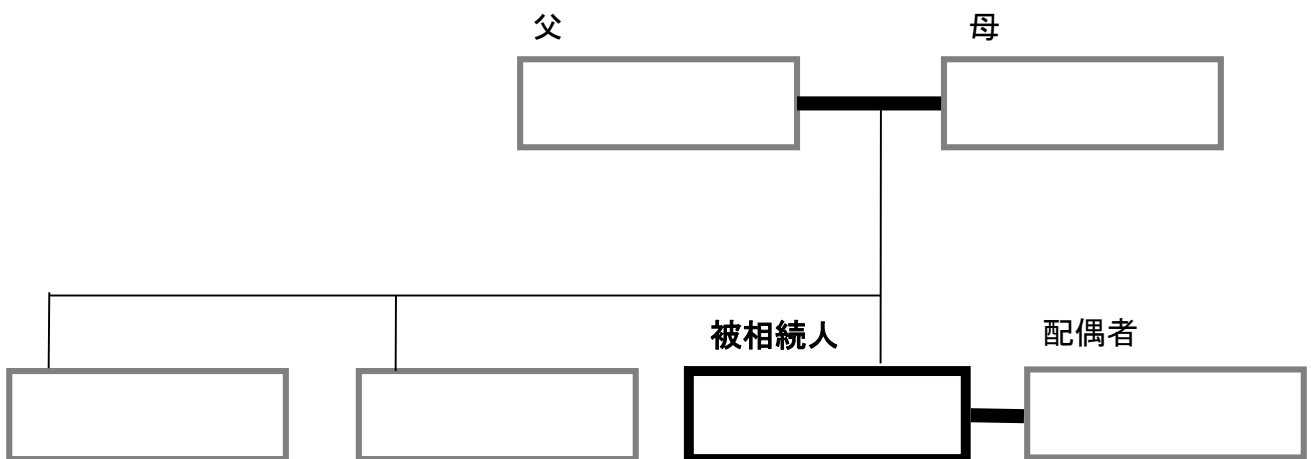
- ⑭ 生命保険に加入
- ⑮ 物納又は売却用の土地の準備
- ⑯ 資産管理会社の設立
- ⑰ 収益物件の子への移転

相続関係図

① 妻と子



② その他



遺産税の概算

遺産額の概算

(単位:万円)

● 預貯金 ● 株式 ● 債券その他の金融資産 ● 土地 ● 建物 ● 家庭用動産 ● その他の財産 ● 生命保険金等 非課税金額 ● 生前贈与財産 債務 葬式費用	△ △ △
課税価格の合計額	
基礎控除	
課税遺産総額	

相続税の概算

(単位:万円)

配偶者()	
その他の相続人()	
()	
()	
()	
相続税の予定額	

相続税額早見表 1

配偶者と子が法定相続人の場合

(単位:万円)

相続人 純遺産額	配偶者 +子1人		配偶者 +子2人		配偶者 +子3人	
	改正前	現行	改正前	現行	改正前	現行
6,000万円	0	0	0	0	0	0
	0	90	0	60	0	30
8,000万円	0	0	0	0	0	0
	50	235	0	175	0	138
1億円	0	0	0	0	0	0
	175	385	100	315	50	263
1億5,000万円	0	0	0	0	0	0
	600	920	463	748	350	665
2億円	500	668	380	540	325	487
	1,250	1,670	950	1,350	813	1,218
2億5,000万円	1,440	1,772	1,134	1,430	990	1,296
	2,000	2,460	1,575	1,985	1,375	1,800
3億円	2,707	3,230	2,147	2,670	1,867	2,371
	2,900	3,460	2,300	2,860	2,000	2,540
3億5,000万円	3,900	4,460	3,175	3,735	2,750	3,290
4億円	4,900	5,460	4,050	4,610	3,525	4,155
4億5,000万円	5,900	6,480	4,925	5,493	4,400	5,030
5億円	6,900	7,605	5,850	6,555	5,275	5,963

(注) 配偶者が遺産の1/2を取得した場合の税額です。ただし、2段書きの上段は、配偶者が控除の上限である1億6,000万円(1億6,000万円に満たない場合は遺産の全て)を取得した場合の税額です。

相続税額早見表 2

子のみが法定相続人の場合

(単位:万円)

相続人 純遺産額	子1人		子2人		子3人	
	改正前	現行	改正前	現行	改正前	現行
6,000万円	0	310	0	180	0	120
8,000万円	250	680	100	470	0	330
1億円	600	1,220	350	770	200	630
1億5,000万円	2,000	2,860	1,200	1,840	900	1,440
2億円	3,900	4,860	2,500	3,340	1,800	2,460
2億5,000万円	5,900	6,930	4,000	4,920	3,000	3,960
3億円	7,900	9,180	5,800	6,920	4,500	5,460
3億5,000万円	9,900	11,500	7,800	8,920	6,000	6,980
4億円	12,300	14,000	9,800	10,920	7,700	8,980
4億5,000万円	14,800	16,500	11,800	12,960	9,700	10,980
5億円	17,300	19,000	13,800	15,210	11,700	12,980

相続税の申告報酬計算

様

相続税税務代理見積報酬表

報酬基準		報酬計算																																						
1. 財産総額基準																																								
(1) 基本報酬 ※財産総額5,000万円以下は一律30万円																																								
(2) 加算報酬 財産総額 <input type="text"/>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>財産総額</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円超～10億円以下</td> <td>1000万円ごとに + 5万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～</td> <td>※個別にお見積りいたします</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 1広大地・小規模・債務控除等適用前の金額です。</p>		財産総額	加算額	5,000万円超～10億円以下	1000万円ごとに + 5万円	10億円超～	※個別にお見積りいたします	<input type="text"/>																																
財産総額	加算額																																							
5,000万円超～10億円以下	1000万円ごとに + 5万円																																							
10億円超～	※個別にお見積りいたします																																							
(3) 財産総額基準報酬合計		<input type="text"/>																																						
2. 共同相続人基準																																								
相続人数 <input type="text"/> 人																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相続人2名以上</th> <th>1人につき</th> <th>5%加算(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 財産総額報酬基準合計 × 5%</p>		相続人2名以上	1人につき	5%加算(※2)				<input type="text"/>																																
相続人2名以上	1人につき	5%加算(※2)																																						
3. 加算報酬																																								
(1) 加算報酬																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1画地(路線価)</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>建物・土地(倍率)・農地・山林</td> <td>1棟・1画地</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1口座</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>上場有価証券</td> <td>1銘柄</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未上場株</td> <td>1銘柄</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>土地の評価 1画地(路線価)</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物・土地(倍率)・農地・山林・償却資産 1単位</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>生命保険・定期金・権利等</td> <td>1契約</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>営業権</td> <td>1評価</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模宅地等の減額</td> <td>一律</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>分割協議書作成(※3)</td> <td>一部につき</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3) 分割協議の参加アドバイス料を含みます。</p>					土地	1画地(路線価)	100,000	建物・土地(倍率)・農地・山林	1棟・1画地	20,000	預金	1口座	10,000	上場有価証券	1銘柄	10,000	未上場株	1銘柄	100,000	土地の評価 1画地(路線価)	100,000		建物・土地(倍率)・農地・山林・償却資産 1単位	20,000	生命保険・定期金・権利等	1契約	10,000	営業権	1評価	100,000	その他			小規模宅地等の減額	一律	100,000	分割協議書作成(※3)	一部につき	30,000	<input type="text"/>
土地	1画地(路線価)	100,000																																						
建物・土地(倍率)・農地・山林	1棟・1画地	20,000																																						
預金	1口座	10,000																																						
上場有価証券	1銘柄	10,000																																						
未上場株	1銘柄	100,000																																						
	土地の評価 1画地(路線価)	100,000																																						
	建物・土地(倍率)・農地・山林・償却資産 1単位	20,000																																						
生命保険・定期金・権利等	1契約	10,000																																						
営業権	1評価	100,000																																						
その他																																								
小規模宅地等の減額	一律	100,000																																						
分割協議書作成(※3)	一部につき	30,000																																						
(2) 納税方法																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税猶予</th> <th>農地</th> <th>300,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延納</td> <td>1人につき</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>物納</td> <td>1人につき</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table>		納税猶予	農地	300,000	延納	1人につき	300,000	物納	1人につき	300,000	<input type="text"/>																													
納税猶予	農地	300,000																																						
延納	1人につき	300,000																																						
物納	1人につき	300,000																																						
(3) 加算報酬合計		<input type="text"/>																																						
4.		<input type="text"/>																																						
5. 仮計 ※仮計 = 1. (3) + 2. + 3. (3) + 4.		<input type="text"/>																																						
6. 値引き金額		<input type="text"/>																																						
7. 合計		<input type="text"/>																																						
8. 消費税 5. 合計 × 10%		<input type="text"/>																																						
9. 報酬額合計		<input type="text"/>																																						

<上記金額に含まれない費用>

各種証明書取得のための実費 / 所得税の申告が必要な場合の確定申告報酬/ 測量をする場合の測量士等への報酬、不動産鑑定が必要な場合の不動産鑑定士への報酬、その他鑑定のために必要な費用(※必要な場合は事前にお客様へご相談いたします。)/ 不動産の相続登記のための登録免許税・司法書士への報酬/ その他名義変更のために必要な費用
 ※消費税率の変更に伴い、2019年9月30日までに申告が完了する場合には8%、
 2019年10月1日以降に申告が完了する場合には10%で計算させていただきますので予めご了承下さい。

令和 元 年 月 日

東京都新宿区西新宿1丁目1番6号
 12SHINJUKU1004
 TEL.03-6300-9501 FAX.03-6300-9502
 税理士法人 スマートシンク

担当者

遺産整理業務報酬計算

遺産整理業務の報酬

基本料金		250,000円+税
加算報酬 内容によっては相続人本人が手続きをしなければならないものもあります		
①預金口座	1口座について10,000円+税 10,000円+税 × ()口座	円
②借入金	1件について10,000円+税 10,000円+税 × ()件	円
③株券等	1銘柄について10,000円+税 10,000円+税 × ()銘柄	円
④遺言書検認手続き	(公正証書遺言以外)	30,000円+税
⑤遺産分割協議書の作成	基本料金に含む (共同相続人の人数分)	
報酬見積額		円

※ 報酬には金融機関等の手数料、切手、印紙、登録免許税、司法書士手数料等実費は含まれません

※オプション

・財産評価明細書の作成

遺産分割時に、相続開始時点の遺産の価値を参考にすることができます

・相続財産の管理や運用、処分についてのアドバイス

相続財産の中に賃貸物件などがある場合に、適切な運用方法などのアドバイスをさせていただきます。

・準確定申告書の作成

被相続人に所得税の確定申告義務がある場合、申告書の作成をさせていただきます。

税務調査立ち会い報酬計算

E

税務調査立ち会い報酬表

報 酬 基 準	報 酬 金 額
1. 立会い日当 $50,000円 \times \boxed{} 日 \times 2人$ * 1日未満は1日とする。 平成19年1月30日	0円
2. 税務署との交渉等のタイムチャージ報酬 ① 担当税理士 $10,000円 \times \boxed{} 時間 = 0円$ ② 補助税理士 $10,000円 \times \boxed{} 時間 = 0円$ ③ 指導税理士 $12,000円 \times \boxed{} 時間 = 0円$ ④ 補助者 $3,000円 \times \boxed{} 時間 = 0円$ * 作業時間は別紙明細書をご参照ください	0円
3. 計	0円
4. 修正申告書作成料	$\boxed{}$
5. 修正申告等の不要の場合の加算額	$\boxed{}$
6. 合 計	0円
7. 消費税 $6 \times 10\%$	0円
8. 報酬額合計	0円

東京都新宿区西新宿1丁目1番6号
 12SHINJUKU1004
 TEL. 03-6300-9501 FAX. 03-6300-9502
 税理士法人スマートシンク

担当者 _____

その他の業務と報酬

小規模法人(個人で20室以上)

料金	
月額顧問料	20,000円+税
申告書作成料	150,000円+税
仕事の内容	
毎月のサポート	<ul style="list-style-type: none">・税理士が電話で税務相談(相談者:契約者本人だけ)・お客様の担当税理士が専任でお受けします。・至急の場合は他の税理士にも相談できます
税務申告書	所得税・消費税の税務申告書の作成と提出
資料受け渡し	決算書・元帳を宅配便又は郵送

中規模法人(個人で50室以上)

料金	
月額顧問料	20,000円+税
申告書作成料	200,000円+税
仕事の内容	
毎月のサポート	<ul style="list-style-type: none">・税理士が電話で税務相談(相談者:契約者本人とその家族)・お客様の担当税理士が専任でお受けします。・至急の場合は他の税理士にも相談できます
税務申告書	所得税・消費税の税務申告書の作成と提出
資料受け渡し	決算書・元帳を宅配便又は郵送

大規模法人(個人で80室以上)

料金	
月額顧問料	50,000円+税
申告書作成料	250,000円+税
仕事の内容	
毎月のサポート	<ul style="list-style-type: none">・税理士が訪問して税務相談(相談者:契約者本人とその家族)・お客様の担当税理士が専任でお受けします・至急の場合は他の税理士にも相談できます・申告対策打ち合わせ 12月1回 2~3月1回のミーティング
税務申告書	所得税・消費税の税務申告書の作成と提出
資料受け渡し	決算書・元帳を宅配便又は郵送

その他の業務と報酬

様

所得税確定申告報酬表

報酬基準			報酬計算	
1. 総合基本報酬	30,000円 ×	人		
2. 加算報酬			収入金額	
(1) 事業所得及び不動産所得その他収支計算のある所得	収入金額を基準として(算式:収入金額×算定率+加算額)			
	収入金額	算定率		加算額
	2,000万円未満	0.001		40,000円
	2,000万円以上～3,000万円未満	0.0005		60,000円
	3,000万円以上～5,000万円未満	0.0005		75,000円
	5,000万円以上～1億円未満	0.0007		100,000円
	1億円以上～2億円未満	0.00042		170,000円
	2億円以上～	0.00015		255,000円
(2) その他の所得	2,000円 ×	件		
(3) 不動産の譲渡による所得	売買金額を基準として(算式:収入金額×算定率+加算額)		売買金額	
	売買金額	算定率		加算額
	3,000万円未満	—		100,000円
	3,000万円以上～5,000万円未満	0.001		100,000円
	5,000万円以上～1億円未満	0.0005		150,000円
	1億円以上～3億円未満	0.00066		150,000円
	3億円以上～5億円未満	0.0007		150,000円
	5億円以上～7億円未満	0.00069		165,000円
	7億円以上～10億円未満	0.00041		390,000円
	10億円以上～	0.0005		300,000円
(4) 株式の譲渡による所得				
① 特定口座の場合	2,000円 ×	口座口数		
② 一般口座の場合	1,000円 ×	取引回数		
③ その他特別取引		取引回数		
3. 仮計				
4. 計算書の作成報酬	3 ×	0.3		
5. 申告書の作成報酬	3 ×	0.2		
6. 資料蒐集事務日当	50,000円 ×	日		
7. 申告書提出手数料	2,500円 ×	人		
8. コンサルタント報酬	収入金額 ×	0.15%		
9. 計				
10.				
11.				
12. 合計				
13. 消費税	11 ×	10%		
14. 報酬額合計				

* 上記報酬額は、お聞きした所得の内容と実際の内容が異なった場合には、増加する場合があります。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿1丁目1番6号
12SHINJUKU 1004
TEL.03-6300-9501 FAX.03-6300-9502
税理士法人 スマートシンク

担当者

相続税の申告に必要な書類リスト

様

相続税申告必要書類

(1) 財産関係

NO	種類	必要書類	書類・用紙の申請先等	チェック
1	土地	全部事項証明書	法務局	
2		固定資産税評価証明書	都道府県税事務所・市区町村	
3		地積測量図 又は 公図の写し	法務局	
4		実測図		
5		賃貸借契約書(貸地又は借地の場合)		
6	家屋	全部事項証明書	法務局	
7		固定資産税評価証明書	都道府県税事務所・市区町村	
8		間取り図		
9		賃貸借契約書(貸家等の場合)		
10	上場株式	株券		
11		証券会社の預かり証明書	証券会社	
12		家族全員の最近5年間の取引明細	証券会社	
13		配当金通知書	送付されているもの	
14	非上場株式等	直前3期の法人の申告書		
15		最近5年間の株式移動表		
16		法人所有の資産がある場合 (別紙参照)	不動産・株式・預貯金等	
17	現金預貯金	預金残高証明書	金融機関	
18		被相続人の通帳等のコピー	お手元の通帳等	
19		既経過利息計算書(定期性預金の場合)	金融機関	
20		家族全員の過去5年間の通帳のコピー		
21	電話加入権	電話番号と所在場所		
22	ゴルフ会員権	預託金証書 又は 株券		
23	生命保険金等	保険金支払い通知書	生命保険会社等	
24		まだ継続している生命保険 保険証書		
25		満期返戻金のある火災保険等 保険証書		
26	退職金	支払通知書	退職金支払会社	
27	貸付金	金銭消費貸借契約書		
28	書画・骨董類	品名・作者名等		
29	家財	特記すべきものの明細		
30	その他財産	明細		

相続税の申告に必要な書類リスト

(2) 債務関係

NO	種類	必要書類	書類・用紙の申請先等	チェック
1	借入金	金銭消費貸借契約書		
2		銀行等の残高証明書	借入先金融機関等	
3	未払金	請求書・領収書	医療費・保険料・公共料金等	
4	未納租税公課	課税通知書		
5		納付書		
6	その他債務	明細		
7	葬儀費用	諸経費控帳		
8		領収書(お寺・お心付け等は書き出してください)		
9		香典帳等		

(3) 身分関係

NO	必要書類	書類・用紙の申請先等	チェック
1	遺言書		
2	遺産分割協議書		
3	被相続人の除籍謄本(生まれた時から)	市区町村 ※左記書類は不動産の登記その他で使いますので各3部以上お取り下さい。	
4	被相続人の改製原戸籍謄本(生まれた時から)		
5	被相続人の住民票の除票		
6	各相続人の戸籍謄本(家族全員の記載のあるもの)		
7	各相続人の住民票(家族全員の記載のあるもの)		
8	各相続人の印鑑証明(遺産分割協議書作成時)	市区町村	
9	被相続人の略歴書(病歴及び入院歴を含む)		
10	被相続人の死亡診断書コピー		
11	各相続人の職業・自宅電話番号		
12	各相続人のマイナンバー通知書・写真付き身分証明書		

(4) その他

NO	必要書類	チェック
1	親族関係図	
2	相続開始前3年以内の贈与の内容及び贈与税の申告書	
3	相続開始前2年間の被相続人の所得税の確定申告書	
4	準確定申告のために必要な資料(収入明細・領収書)	

令和 元 年 月 日

東京都新宿区西新宿1丁目1番6号
12SHINJUKU1004

税理士法人スマートシンク

TEL 03-6300-9501 FAX 03-6300-9502

担当者 _____

税理士法人スマートシンク 所在地

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-1-6 12SHINJUKU 1004号室

☆都営地下鉄・京王新線「新宿駅」2番出口直結

☆JR新宿駅南口徒歩1分 → バスタ新宿方面に横断歩道を渡り、右手に坂を下ってすぐ、1Fダイコクドラッグのビル





税理士法人 スマートシンク
〒160-0023東京都新宿区西新宿1-1-6
12SHINJUKU1004
Phone:03-6300-9501 /Fax:03-6300-9502
HP: <http://www.smtt.co.jp/>